

令和3年度札幌市食品衛生監視指導計画（案） に対するご意見記入用紙

※ 用紙が足りない場合は任意の別紙にご記入ください。

お名前 法人又は団体の場合は、〔その名称及び代表者の氏名〕	公益社団法人 札幌消費者協会 会長 高田 安春
ご住所 法人又は団体の場合は、〔主たる事務所の所在地〕	〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2F

ご意見（※ どの項目へのご意見か、わかるようにお書きください。）

令和3年度は、改正食品衛生法の完全施行年となり、それに沿った形で食品監視指導計画の立案がなされており、特に内容に関しての意見はない。ただ、気になるのは令和2年札幌市食中毒発生状況では、アニサキスやカンピロバクター等、発生施設、原因食品が不明となっているものが多く、これでは市民が不安になる。当計画は単年度ごとの策定であるが、例えば市のホームページ等で発表される実績は単年度単位だけではなく、数年間の数値の推移を示すグラフなどがあると、事業者はもとより市民にも理解が深まるのではないかと。

また【収去検査実施計画について】のところは、新型コロナの影響で立ち入り検査などでは、例年にはない配慮が求められる面は避けられないと推測するが、それにしても令和3年度の収去検査実施計画数値を見ると、全体で例年の収去検査計画件数の2割程度に抑えられており、極端に少ないように思われる。さらに、新型コロナの影響によりテイクアウトやデリバリーの営業が増えている。季節によっては温度管理などリスクが高まる恐れがあり、これらに対応した検査も重要かと考えられる。

新型コロナ感染防止による自粛がなされても、我々消費者の食材購入は変わらず、毎日お世話にならざるを得ないが、厚労省の輸入食品検査統計では食品衛生法に基づく検査件数は総輸入件数のわずか8.5%で、実に9割以上が無検査で輸入されている。

毎年行われている札幌市の収去検査件数は、令和2年度はまだ発表はないが令和元年度以前では毎年、国内・輸入併せて1100件前後行われている。令和3年度計画での検査計画件数は306件となっており極端に減らされていることに、消費者としては非常に不安を感じる。

毎年の収去検査実績では違反件数は殆ど無しとの結果ではあるが、特に輸入食品類について厚労省検査では、違反件数の多いのが中国・米国・ベトナムなどからの輸入食品となっており、それらを勘案し国内品よりも輸入品に重点を置いた検査が必要と考える。

【提出先】札幌市保健所食の安全推進課
〒060-0042
札幌市中央区大通西19丁目WEST19ビル3階
FAX:011-622-5177

※電子メールでご意見を提出される場合は、この様式は利用せず、メール本文へ記載してください。
※ご意見への個別の回答はいたしません。が、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です（お名前・ご住所は公開いたしません。）。
※個人情報情報は札幌市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。